

③ 第二表を作成します。

- 作成に当たっては、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の6ページ及び15ページも併せてご覧ください。

○ 「社会保険料控除」欄など

第一表の⑬欄から⑳欄の金額が、年末調整を受けた金額と同じ場合、これらに対応する第二表の該当欄は、源泉徴収票から転記する必要はありません。

この事例では、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除の金額が、年末調整を受けた金額と同じですので、源泉徴収票から転記していません。

なお、年末調整を受けた金額と異なる場合は、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした保険料や掛金の金額を書いてください(旧生命保険料に係る1契約9千円以下のものを除き、支払をした旨を証する書類を添付又は提示する必要があります。詳しくは、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の41ページを参照してください)。

⑬ 社会保険料控除

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険料(税)、国民年金保険料及び国民年金基金の掛金、後期高齢者医療保険料、介護保険料などで、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした社会保険料の金額を書きます。

⑮ 生命保険料控除

新(旧)生命保険や介護医療保険、新(旧)個人年金保険について、あなたが支払った保険料(いわゆる契約者配当金を除きます。)がある場合に、**新(旧)生命保険料、介護医療保険料、新(旧)個人年金保険料**の別に、その合計額を書きます。

⑯ 地震保険料控除

損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料(いわゆる契約者配当金を除きます。)がある場合に、**地震保険料と旧長期損害保険料**の別に、その合計額を書きます。

申告書第二表

令和5年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

住所：Y市〇〇町1-10
氏名：オオサカ タロウ 大阪 太郎

整理番号：FA2303

所得の種類	収入金額	必要経費等	所得金額
給与	6,700,000		255,700
給料			
株主優待			
雑所得			
合計			255,700

⑭ 源泉徴収額の合計額 255,700

⑮ 社会保険料控除

保険料等の種類	支払保険料等の計	うち年末調整等以外
社会保険料控除	580,000	50,000
生命保険料控除	500,000	
地震保険料控除	500,000	
雑所得		
合計	1,580,000	50,000

⑯ 生命保険料控除

保険料等の種類	支払保険料等の計	うち年末調整等以外
生命保険料控除	500,000	
雑所得		
合計	500,000	

⑰ 地震保険料控除

保険料等の種類	支払保険料等の計	うち年末調整等以外
地震保険料控除	500,000	
雑所得		
合計	500,000	

⑱ 雑所得

所得の種類	収入金額	必要経費等	所得金額
雑所得			
合計			

⑲ 雑所得の源泉徴収額

所得の種類	収入金額	必要経費等	所得金額
雑所得			
合計			

⑳ 雑所得の源泉徴収額

所得の種類	収入金額	必要経費等	所得金額
雑所得			
合計			

この事例では、あなた(山林を伐採して売却された方)の**合計所得金額(7、10ページ参照)が1,000万円を超えているため「配偶者(特別)控除」(9ページ参照)の適用ができませんが、配偶者が同一生計配偶者に該当するので、この欄を記入してください。**

詳しくは、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の19ページから20ページを参照してください。

○ 住民税・事業税に関する事項

給与所得者が給与所得及び公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に対する住民税を、給与から差し引くことを希望する場合は、この欄の「**特別徴収**」の□に○を記入し、また、給与から差し引かないで別に納付することを希望する場合は、「**自分で納付**」の□に○を記入してください。

④ 第一表の 所得から差し引かれる金額 の箇所を書きます。

- **所得から差し引かれる金額** は、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の15ページから23ページで計算できます。

申告書第一表(左下部)

所得から差し引かれる金額	金額
社会保険料控除	580,000
生命保険料控除	500,000
地震保険料控除	500,000
雑所得	
合計	1,580,000

この事例では、山林を伐採して売却された方の**合計所得金額が1,000万円を超えていますので、「配偶者(特別)控除」は適用できません。**

第三表⑳欄へ(12ページ)

令和5年分 給与所得の源泉徴収票

Y市〇〇町1-10
オオサカ タロウ 大阪 太郎

項目	金額
給与・賞与	6,700,000
社会保険料等	580,000
生命保険料等	500,000
地震保険料等	500,000
雑所得	
合計	1,580,000

「給与所得の源泉徴収票」からの転記

この事例では、各種控除額が既に**年末調整**により給与所得から控除されていますので、該当する所得控除額を「**給与所得の源泉徴収票**」から上のように入力することができます。

※ ⑬欄から⑲欄の控除額の全てが年末調整を受けた金額と同じ場合は、⑬欄から⑲欄の記載を省略し、⑳欄に「**給与所得の源泉徴収票**」の「**所得控除の額の合計額**」欄の金額を転記することができます。

⑳～㉒ 配偶者(特別)控除

あなたに生計を一にする配偶者がいる場合に、あなたと配偶者のそれぞれの令和5年分の合計所得金額に応じて受けられる控除です。

- あなたの令和5年分の合計所得金額が1,000万円を超えている場合は、控除を受けられません。
- 配偶者が、青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けている場合、白色申告者の事業専従者となっている場合、他の納税者の扶養親族として扶養控除又は障害者控除の対象とされている場合は、控除を受けられません。
- 夫婦がお互いに配偶者特別控除を適用することはできません。
- 配偶者(特別)控除額は、22ページの「2 配偶者(特別)控除額表」又は「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の19ページから20ページを参照してください。
- 配偶者特別控除の適用を受ける場合は、㉑～㉒欄の「区分1」の□に「1」と記入し、控除額を書いてください。

㉓ 扶養控除

あなたに控除対象扶養親族がいる場合に、一定の金額が控除されます。

- 「**控除対象扶養親族**」とは、扶養親族のうち、平成20年1月1日以前に生まれた方(年齢が16歳以上の方)で一定の方をいいます。
- 「**特定扶養親族**」とは、控除対象扶養親族のうち、平成13年1月2日から平成17年1月1日までの間に生まれた方(年齢が19歳以上23歳未満の方)をいいます。
- 「**老人扶養親族**」とは、控除対象扶養親族のうち、昭和29年1月1日以前に生まれた方(年齢が70歳以上の方)をいいます。
- 「**同居老親等**」とは、老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常としている方をいいます。

【扶養控除額】

区分	控除額
一般の控除対象扶養親族	38万円
特定扶養親族	63万円
老人扶養親族	同居老親等 58万円 同居老親等以外 48万円

㉔ 基礎控除

あなたの令和5年分の合計所得金額に応じて適用される控除です。

- あなたの令和5年分の合計所得金額が2,500万円を超えている場合は、控除を受けられません。

【基礎控除額】

あなたの合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円(適用なし)

5 第三表の山林の収入金額や所得金額などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「山林所得収支内訳書(計算明細書)」から転記します。

申告年分と空白部分を右のように書いてください。

住所、氏名などを書いてください。

なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

収入金額

「山林所得収支内訳書(計算明細書)」の「①譲渡価額の総額(収入金額)」のA欄に記載した金額を右のように転記します。

所得金額

「山林所得収支内訳書(計算明細書)」の「⑯山林所得金額」のB欄に記載した金額を右のように転記します。

なお、この山林所得の金額が赤字の場合には、他の各種所得の金額(土地建物等の譲渡による譲渡所得の金額、株式等の譲渡による譲渡所得等の金額などを除きます。)の黒字からその赤字を控除することができます(損益通算)。

損益通算は、その所得によって通算する順序が決まっていますので、詳しくは、税務署にお尋ねください。

また、赤字の所得が数多くある場合には、「損益の通算の計算書」(国税庁ホームページからダウンロードできます。)を使用して計算することもできます。

申告書第三表(分離課税用)(上部)

令和05年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書(分離課税用) FA2401

住所 Y市〇〇町1-10
氏名 オオサカ タロウ 太郎

第三表 令和四年分以降用 ○第三表は、申告書の第一表・第二表と一緒に提出し

収入金額	所得金額
山林 ① 25,000,000	山林 ⑯ 7,820,000

合計所得金額 (7 ページ参照)

合計所得金額 (7 ページ参照)

山林所得がある場合の合計所得金額は、次のイとロの合計額です。

イ 第一表の所得金額等「⑫合計」欄の金額

ロ 「山林所得収支内訳書(計算明細書)」の「⑯山林所得金額」B欄の金額(又は第三表の所得金額「⑰山林」欄の金額)

イ + ロ = 合計所得金額

この事例では、次のようになります。

(イの金額) (ロの金額) (合計所得金額)
4,930,000円 + 7,820,000円 = 12,750,000円

特例適用条文

この事例では、「概算経費控除の特例」(措法30条)の適用を受けていますから、「特例適用条文」欄の「措法」を「○」で囲み、その横のマス目に「30」と書きます。

なお、条文の「項・号」について分からない場合は、その部分の記載を省略しても差し支えありません。

山林所得収支内訳書(計算明細書)

譲渡者 住所 Y市〇〇町1-10 氏名 (フリガナ) オオサカ タロウ 太郎 電話番号 (×××) △△△-〇〇〇〇

譲渡者 住所 氏名 電話番号

特例適用条文	合計	内訳
山林の所在地番		措法 30 条
面積		K市〇〇町××1228
樹種		ヘクタール 3.2 皆伐・間伐 杉 60 年
本数		本 80 3,000 m
譲渡した山林の明細		K市〇〇町××1-2-3
譲渡した年月日		〇〇製材(株)
譲渡した山林を植林・購入した時期		R5 年 11 月 10 日
譲渡価額の総額(収入金額)	① 25,000,000円	25,000,000円
伐採費、運搬費、譲渡費用	② 8,360,000円	8,360,000円
専従者控除額のうち②に相当する部分の金額	③	
計(②+③)	④ 8,360,000円	8,360,000円
差引(①-④)	⑤ 16,640,000円	16,640,000円
概算経費率による場合	⑥ 8,320,000円	8,320,000円
概算経費率による場合	⑦	
管理費その他の育成費用	⑧	
③以外の専従者控除額	⑨	
計(⑦+⑧+⑨)	⑩	
被災事業用資産の損失の金額(保険金等で補填される部分を除く。)	⑪	
必要経費⑪+⑥又は⑩+⑪	⑫ 16,680,000円	16,680,000円
森林計画特別控除(注1)	⑬	
収入金額基準額	⑭	
所得基準額	⑮	
⑬と⑮のうち低い方の金額	⑯	
差引金⑬-⑯又は⑮-⑯	⑰ 8,320,000円	8,320,000円
特別控除額	⑱ 500,000円	
山林所得金額	⑲ B 7,820,000円	

(注) 1 「森林計画特別控除」の欄は、租税特別措置法第30条の2第1項の適用を受ける場合に記載してください。
2 ⑤の金額が2,000万円以下のときは「⑤×20%」、⑤の金額が2,000万円超のときは「⑤×10%+200万円」で計算した金額を記載してください。

(資7-6-1-A 4統一)
(平成28年分以降用)

